

インターネットによる公有財産（不用車両）売却の手引き

1 売却物件とガイドラインの確認

2 KSI官公庁オークション会員識別番号の取得

3 入札参加仮申込み

【参加仮申込期間】 令和8年9月9日(水)午後1時から
令和8年9月29日(火)午後2時まで

4 入札保証金の納付

【納付期限】 令和8年9月29日(火)午後2時まで

5 入札参加本申込み（書類の提出）

【提出期限】 令和8年10月6日(火)午後5時まで
※郵送の場合、当日消印有効

6 入札物件の事前確認（下見会）

【開催日時、場所】 詳細はKSI官公庁オークションの
豊中市公有財産売却の物件詳細画面をご覧ください。

7 入札

【入札期間】 令和8年10月13日(火)午後1時から
令和8年10月21日(水)午後1時まで

8 開札（落札者の決定）

【開札日】 令和8年10月21日(水)午後2時（入札締切後）

9 契約の締結

【契約締結期限】 令和8年10月29日(木)

10 売買代金の支払い

【納付期限】 令和8年11月4日(水)午後2時30分まで

11 売買物件の引渡し

【引渡期限】 令和8年11月18日(水)
【引渡場所】 下見会開催場所と同じ

12 書類の提出先

◆1 売却物件とガイドラインの確認

売却物件の詳細は、KSI官公庁オークションの豊中市公有財産売却の物件詳細画面をご覧ください。

入札には、必ず、入札告示、豊中市インターネット公有財産売却ガイドライン、本手引き等を熟読の上、ご参加ください。

公有財産売却においては、やむを得ない事情により、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

◆2 KSI官公庁オークションの会員登録

入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供している「インターネット公有財産売却システム」により行います。参加するためには会員識別番号の取得が必要になります。取得方法などについては、KSI官公庁オークションホームページ「ヘルプ>新規会員登録の方法」をご覧ください。

◆3 入札参加仮申込み

入札への参加を希望される方は、KSI官公庁オークションの豊中市公有財産売却の物件詳細画面より入札の参加仮申込みをしてください。**仮申込み完了メールを確認後、下記「5 入札参加本申込み（書類の提出）」により入札参加本申込みをしてください。入札参加本申込みの手続きをおこなわないと入札に参加することはできません。**

※物件ごとに参加申込みが必要です。

※共同入札はできません。

※「4 入札保証金の納付」をあわせてお読みください。

※仮申込み完了メールが届かない場合は、豊中市会計課審査係までお問い合わせください。

◆4 入札保証金の納付

入札に参加するには、入札保証金の納付が必要です。納付方法は**クレジットカードによる納付のみ**です。入札参加仮申込み時に、入札保証金を所定の手続きに従って納付してください。

※落札者が契約締結期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。

※落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当します。

◆5 入札参加本申込み（書類の提出）

仮申込み手続きが完了しましたら、「公有財産売却一般競争入札参加申込書」などの下記提出書類を豊中市会計課審査係へ郵送又は直接持参してください。入札参加資格が承認されたことは、メールにてお知らせします。

※提出書類に押印する印鑑は、印鑑登録証明書と同一のものを使用してください。

※郵送の場合は、不着などのトラブルを避けるため、書留などの方法を推奨します。

※納付すべき各種税（法人税、所得税、市区町村税、消費税、地方消費税）に滞納がある場合、入札に参加することはできません。

※提出期限までにすべての書類が提出されない場合や提出された書類に不備がある場合、入札に参加することはできません。（申込受付後、追加で問い合わせや納税証明書等の書類を提出していただく場合があります。）

※書類の不備などについての連絡は、電子メールでおこないます。迷惑メールフィルタ等で受信制限をされている方は、受信拒否設定を下記のドメインにつきましては解除しておいてください。メールアドレス：@city.toyonaka.osaka.jp

※提出書類などは、一切返却いたしません。

●：必要 －：不要

No.	提出書類	個人	法人	コピーの提出
1	公有財産売却一般競争入札参加申込書	●	●	
2	住民票の写し	●	－	可
3	商業登記簿謄本（登記事項証明書の全部の証明書）	－	●	可
4	印鑑登録証明書（印鑑証明書）	●	●	可

以下、No.5～8の書類については代理人のKSI官公庁オークション会員識別番号を使用し、仮申込み手続きを行った場合のみ提出が必要です。

No.	提出書類	代理人 が個人	代理人 が法人	コピーの提出
5	委任状【入札参加申込用】	●	●	
6	代理人の住民票の写し	●	－	可
7	代理人の商業登記簿謄本 （登記事項証明書の全部の証明書）	－	●	可
8	代理人の印鑑登録証明書（印鑑証明書）	●	●	可

・No.2～4及びNo.6～No.8は、令和8年6月1日以降発行のものに限りします。

・複数の物件に対して申込みをされる場合、No.1及びNo.5は物件ごとに必要となりますが、その他の書類は1通のみ提出してください。

・代理人により入札に参加する場合は、No.5～8の書類も必要です。

◆6 入札物件の事前確認（下見会）

事前予約が必要です。希望される方はKSI官公庁オークションの豊中市公有財産売却の物件詳細画面に記載の指定日時をご確認のうえ、期日までに電話でお申込みをお願いします。指定日時以外に入札物件をご覧いただく機会はありません。事前確認をおこなわなくても入札に参加していただけますが、車両の状態をすべて了承しているものとみなします。

※車両の試運転はできません。

※バッテリー上がりのため、エンジンの始動や付属機器の作動が確認できない場合があります。

◆7 入札

入札期間中にKSI官公庁オークションの豊中市公有財産売却の物件詳細画面から入札をしてください。入札参加資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札は、無効とします。

※入札金額には、消費税及び地方消費税とリサイクル券料は含みません。

※入札は一度のみです。一度行った入札は取消や変更はできませんのでご注意ください。

※通常のオークションと異なり、次点落札者を繰り上げすることはできません。他の入札者の迷惑となりますので、落札後のキャンセルはご遠慮ください。

◆8 開札（落札者の決定）

入札期間終了後、「インターネット公有財産売却システム」により開札を行い、最高の価格で入札した方を落札者として決定します。複数の方が同一の最高価格で入札された場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定します。入札参加資格のない者及び虚偽の申込みを行ったなどの場合、落札の決定を取り消し、納付された入札保証金は返還しません。

落札された方には、豊中市より契約手続などを電話及びメールにてご連絡します。

※入札結果は、KSI官公庁オークションに公開されます。

◆9 契約の締結

落札後の手続きに必要な書類一式を豊中市から送付します。

契約締結期限に間に合うように、「自動車売買契約書」に記名押印し、2通とも提出してください。市長印を押印後、1通を返送いたします。契約を締結するにあたり、契約保証金の納付が必要となります。契約保証金の額は、入札保証金と同額で、落札者が納付した入札保証金を全額契約保証金に充当しますので、「契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書」を契約書とあわせて提出してください。

契約締結から引渡しまでの間に豊中市の責に帰することができない事由により売買物件が滅失又は毀損した場合、その損失は落札者が負うことになり豊中市に対し売買代金の減額及び返還を請求することはできません。

※書類に押印する印は、すべて実印（印鑑登録書と同一のもの）を使用してください。

※郵送の場合、不着などのトラブルを避けるため、書留などの方法により送付してください。

※売買代金納付期限までに豊中市が売買代金の納付を確認できない場合、契約保証金は没収になります。また、契約保証金は、売買代金の一部に全額充当します。

落札後の提出書類	備考
自動車売買契約書	期限までに、2通とも返送。
契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書	契約書とあわせて返送。
所有権移転登録等書類の受領書	所有権移転登録等書類を受領後、返送。
銀行振込のお客様控えのコピー	売買代金振込後、速やかに提出。
保管依頼書	売買代金の納付と同時に引渡しを受けない場合に提出。契約書と一緒に送付可。

◆10 売買代金の支払い

売買代金は、落札金額に消費税及び地方消費税（1円未満切り捨て）とリサイクル券料を加えた金額になります。

売買代金から契約保証金（契約保証金に充当された入札保証金）の額を控除した残額を豊中市が指定する金融機関で納付期限までに一括して納付してください。

売買物件の所有権は、豊中市が売買代金の納付を確認した時点で落札者に移転します。売買代金の納付と同時に引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。

※保管費用が発生する場合には、落札者の負担となります。

◆11 売買物件の引渡し

引渡しは、豊中市が売買代金の残金納付を確認した後、**現状有姿**でおこないます。

売買物件の権利移転のための手続、引渡しに伴う手配などは、すべて落札者でおこなっていただきます。それらに伴う一切の費用は、落札者の負担となります。

豊中市は、売買代金の残金が納付されたことを確認したのち、登録識別情報通知書、譲渡証明書などをお渡ししますので、落札者は、移転登録手続をおこなってください。

引渡しは、双方で事前調整した日に、豊中市指定場所においておこないます。落札者は、引渡し時に「売買物件受領書」を提出してください。

引渡後、いかなる理由があっても返品、交換、減額等の対応はできません。

豊中市は、契約不適合責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合は、受領書に記載された日から2年以内に契約不適合である旨の通知がなされれば、この限りではありません。

※バッテリーがあがっている場合がありますので、ブースターケーブルや救援スターターバッテリーを落札者でご準備ください。

引渡しに必要な書類	備 考
売買物件受領書	
顔写真付き身分証明書のコピー	公的機関発行のもの。
委任状【物件引き渡し用】	代理人が引渡しを受ける場合に提出。

◆12 書類の提出先

○書類の提出先

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市会計課審査係（第一庁舎1階）

電話 06（6858）2469